

平成15年度 中小企業組合検定試験

問題と解答(2) 組合制度 ③

全国中小企業団体中央会

第3問

次の設問は、中小企業等協同組合制度及び商工組合制度に関するものである。
設問1～設問6の中から3問を選択し、解答用紙の解答欄に4行以内で記述しなさい。

〔設問1〕 1組合員の最高出資持ち口数が、原則として25%に制限されている理由について述べなさい。

〔設問2〕 協同組合及び商工組合において、理事の定数の3分の1以内で「員外理事」を認めた趣旨について述べなさい。

〔設問3〕 役員の残任義務について述べなさい。

〔設問4〕 総会における代理議決について述べなさい。

〔設問5〕 組合員を除名する場合に必要な手続きについて述べなさい。

〔設問6〕 企業組合に特定組合員として法人等を加入させることができるようにした法改正の意義について述べなさい。

〔解答例〕

第3問

〔設問1〕

出資持ち口数を無制限に認めると、組合員の権利の平等の原則がくずれたり、また持ち口数の多い組合員の脱退により

組合事業が遂行不能となる恐れもある。そのため組合が最低4人で設立できる点を考慮して25%としたものである。

〔設問2〕

組合員である理事は、自己の事業があるので、組合の事業運営に集中できないおそれがあり、他方、組合員以外からも広く人材を起用することが望ましい、という点からである。

〔設問3〕

役員は退任するとともにその地位を離れるが、退任により役員定数を欠いた場合、後任の役員が就任するまでの間、なお役員としての権利、義務を有することをいう。

〔設問4〕

総会における代理議決は、定款の定める方法により行使されるが、代理人の範囲は、その本人たる組合員の親族または使用人、あるいは他の組合員に限られ、代理できる人数は組合員4人まで、など、一定の制限のもとに認められている。

〔設問5〕

総会の10日前までに、除名をしようとする組合員に対して除名理由及び総会において弁明すべき旨を通知することが必

要である。また、除名は特別議決による決定を要する。

〔設問6〕

企業組合は、特定組合員である法人等から出資を仰ぐことによって自己資本の充実、信用力の強化、経営能力の強化が図られるほか、経営資源（企業の研究施設や技術、マーケティング力、各種情報等）の活用・充実による経営の安定を図ることが可能となる。

（次号につづく）

